平成２２年（フ）第１２４３号
大阪市西区立売堀４丁目４番４号　301
債務者　木本　修平
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３４４号
大阪市港区築港２丁目４番２―210号
債務者　竹本　浩介
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３７５号
大阪市平野区喜連５丁目６番３号
債務者　森田恵美こと　梁　　恵美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４２４号
大阪府守口市大久保町１丁目45番16―105号
債務者　石井　幸一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４８４号
大阪府豊中市宮山町３丁目１番32号
債務者　桝田　善行
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６４７号
大阪府豊中市蛍池北町３丁目13番９―401号
債務者　茄子川雅博
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６８３号
大阪府豊中市東豊中町２丁目７番23―109号
債務者　小宅　章子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７３９号
大阪府池田市旭丘３丁目９番24―101号
債務者　永野　玲子（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７４３号
大阪府大東市朋来２丁目１番202号
債務者　村上　昌徳
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７５１号
大阪市北区本庄西１丁目３番２号　ハイム木村３Ｃ号室
債務者　山下　英二
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７７４号
大阪市大正区千島２丁目４番２―717号
債務者　久保　将善
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８３１号
大阪府八尾市山城町４丁目１番21―203号
債務者　鳥原さゆり
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８９３号
大阪府東大阪市森河内東２丁目５番23号
債務者　福嶋　正徳
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８９９号
大阪市平野区長吉川辺１丁目北２番18号　川辺辻岡マンション901
債務者　原　　励子（旧姓阿部・星野）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９１８号
大阪府東大阪市玉串町西１丁目３番12号
債務者　上田　一義
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９３８号
大阪府東大阪市近江堂２丁目８番５号
債務者　山中けい子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９５８号
大阪市城東区今福東２丁目７番15号　第二泰平ビル303
債務者　前田　佳代（旧姓谷室）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９７２号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目３番24号　ロードヒル阪南町201号
債務者　坂本　州弘
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部